

第3章 グローバルに活躍する人材を育成する教育

第1 異なる言語や文化を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成

1 小学校における外国語教育の充実

(1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備

英語指導の専門性の確保や現行の新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置している。

(2) 英語教育を推進する教員の採用

小学校における英語教育の充実を図るため、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用している。

2 中学校における外国語教育の充実

(1) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストの実施

英語「話すこと」の指導の充実や生徒の学習意欲の向上を図るため、都内全公立中学校等の生徒を対象に、「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）」を実施した。

（ESAT-J = English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）

令和6年度は、第1学年及び第2学年生徒を対象とした「ESAT-J YEAR 1」及び「ESAT-J YEAR 2」を中学1、2年生約140,000人が受験した。第3学年を対象とした「ESAT-J YEAR 3」は中学3年生約71,000人が受験し、その結果を都立高等学校入学者選抜において活用した。

加えて、英語の授業で活用できる「話すこと」の学習のための動画や、生徒にとってモデルとなるスピーチを集めた映像等の活用を促進し、英語科教員の授業改善及び生徒の「話すこと」に関する力の育成を図っている。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

少人数・習熟度別指導の充実により、生徒一人一人の発話量を増やし、実際に英語を使用してコミュニケーションを図る活動や、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れた個に応じた指導の充実を図っている。

(3) 中学校英語教育の充実に向けた検討委員会の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な取組、指導と評価の改善の方策等について

て検討した。検討内容を生かした授業実践等を「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を通じて広く公開した。

3 高等学校における外国語教育の充実

(1) J E T プログラムによる外国人指導者の活用

ア 夜間定時制単独校を除く全ての都立高校、中等教育学校、中学校及び小学校に、J E T プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業：The Japan Exchange and Teaching Programme）による J E T 青年を配置し、授業で英語科教員とのチーム・ティーチングを実施するほか、部活動等での日常的な交流を通して、生徒の英語力の伸長や国際理解の促進を図っている。

・令和6年度：196校に387人の J E T 青年（英語等指導助手）を配置

イ J E T 青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有や、J E T 青年の指導力の向上に向けた研修会の実施により、英語授業の改善を図っている。

(2) 「Global Education Network 20指定校」の指定

令和4年度より、東京グローバル人材育成指針に基づく先進的な取組を推進する学校を「Global Education Network 20」として20校指定し、主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成、国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力、世界の中の一員としての自覚と自己の確立、多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成などに資する取組の支援を行うことにより、東京都におけるグローバル人材育成に係る取組の充実を図った。

令和6年度は、各校の取組と成果を報告する動画を作成し、ウェブサイトに掲載した。

(3) 「英語教育研究推進校」事業の実施

令和4年度より、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する「英語教育研究推進校」を30校指定した。学校では、学習指導要領（平成30年告示）に則った授業改善及び新設科目に関する研究開発、外部検定試験による生徒の4技能別英語力の把握及び授業改善、「CAN-DOリスト」の作成と「CAN-DOリスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成した。

上記（2）（3）の指定校に対しては、授業及び在宅でのオンライン英会話や外部検定試験の受検支援（全学年分）、J E T 青年の複数配置等の教育環境の整備を行った。

(4) オンライン英会話の実施

「Global Education Network 20指定校」及び「英語教育研究推進校」で授業及び在宅でのオンライン英会話を実施した。さらに、「Global Education Network 20指

定校」及び「英語教育研究推進校」以外の都立高校等全校を対象に、在宅でのオンライン英会話を実施した。

4 授業で学んだ英語を活用する機会の充実

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY (BLUE OCEAN・GREEN SPRINGS)」の運営支援

TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) は、児童・生徒が、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的として開設された体験型英語学習施設であり、都内の小学校から高校等を中心に、全国から利用されている。施設の運営を行う民間事業者と連携しながら、内容の改善や利用者の拡大に取り組んでいる。

(2) 島しょ地域におけるバーチャルTGGの提供

島しょ地域の児童・生徒が、学校にいながらTOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) での実践的でグローバルな英語学習を体験できるよう、VRを活用したバーチャルによるTGGの特別プログラムを提供した。

5 国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成の充実

(1) TGG宿泊プログラム

都立高校生を対象に、「英語漬け」の環境を体験することで使える英語力を育成するため、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) を活用して、海外留学で必要となる場面を疑似体験できる1泊2日の宿泊プログラムを実施した。

(2) TOKYO ENGLISH CHANNEL教材の作成・イベントの実施

いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイトTOKYO ENGLISH CHANNELを運営し、幼児期から高校生まで、子供たちが自らの興味・関心や英語力に応じて主体的に学べるよう、日常生活の場面を通して英語に親しむものから、アートや最先端研究を学ぶものまで多様な動画教材を提供している。

また、オンラインを活用して生徒が英語を主体的に学び、使う機会として、都内と海外の生徒が集い、海外大学・高校の講義をオンライン・オンサイトで受講する「バーチャル留学」と世界中の高校生とテーマについて議論する「高校生国際会議」を実施し、動画をウェブサイトに掲載した。

(3) 東京都高等学校英語プレゼンテーションコンテスト (TEP-CUP)

都内高校生が自分の考えを英語で発信する実践的な発表の機会を設けることにより、総合的なプレゼンテーション能力の向上を図ることを目的として、新たに東京都高等学校英語プレゼンテーションコンテスト (TEP-CUP) を開催した。

6 教員の指導力の向上

(1) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を図るため、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、対話的な言語活動の充実を図っていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレット、令和3年度に単元構成や学習評価等について理解を深め授業改善を図っていくための指導資料をそれぞれ作成した。

これらの教師用指導資料の活用を促進するとともに、指導教諭等による優れた授業実践を公開する機会として「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を開催した。

(2) 教員の海外派遣研修

・英語教育推進プログラム

(対象：中・高・特の英語科教員及び小学校教員)

最新の教育事情や英語教授法を学び、異文化理解を深めることで、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につながる指導力を身に付けるため、教員を海外大学等へ「約1か月間」派遣した。

・グローバル教育推進プログラム

(対象：指導主事・管理職・教員 ※校種・教科は問わない)

大学等の高等教育機関の訪問や関係機関の視察を通して、グローバル教育を推進する教員を育成するため、英語を母語又は公用語とする国へ「約1週間」派遣した。

第2 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成

1 学校における国際交流への支援

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

国際感覚の醸成や同年代の生徒間交流による国際理解の促進を図るため、都立学校における海外学校間交流を拡充させる。平成28年度から、姉妹校をはじめとする海外の学校と交流又は交流しようとする学校を「姉妹校交流推進校」として指定し、交流活動に必要な経費の支援を行っている。平成30年度からは「海外学校間交流推進校」として、国内外の交流活動を幅広く支援している。

・令和6年度：海外学校間交流推進校 102校

(2) 国際交流コンシェルジュの運営

都内すべての公立学校において、自校に合った国際交流が実現できるよう、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や学校からの相談対応、マッチング等学校向けワンストップサービスの機能をもつ「国際交流コンシェルジュ」を、平成30年10月に開設し、多くの交流活動を実施している。

2 国際交流の取組の推進

(1) 都立高等学校等における留学生受入れの促進

都立学校内で生きた国際交流の機会を創出するため、平成28年度から、東京都教育委員会として外国人留学生の受入れを開始した。平成29年度からは「東京体験スクール」として実施し、令和6年度は70名を受け入れた。

3 高校生の留学・海外大学進学への支援

(1) 「次世代リーダー育成道場」の実施

国内事前研修で様々なことを学び、その成果をもって英語圏の国で約11か月の留学にチャレンジする高校生等を支援している。平成24年度から実施しており、毎年150人以内の生徒をオセアニア地域及び北米地域に派遣している。（Ⅲ第5章第4 268ページ参照）

令和6年度から、理数やSTEAM教育等の専門性が高い教科において特色ある高度な教育を実施している高校等への留学を希望する生徒を対象に、アドバンストクラスを設置し、各地域に5名程度を派遣している。

ア 事前研修

学術的知識や能力に係る研修（個人研究）、リーダーシップに係る研修、グロー

バルマインドに係る研修（日本の近現代史、日本の伝統・文化）、英語力の向上に関する講座等を実施し、海外で通用する語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神、粘り強く取り組む態度を育成する。

イ 留学（オセアニア地域、北米地域）

ホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒と学校生活を送るとともに、大学での講義聴講活動等の特別プログラムを通して、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

ウ 事後研修

成果報告会、個人研究の発表、英語能力試験等

エ 普及啓発・発信

中学生及び保護者を対象とした事業説明会、小・中学生及び高校生とのオンライン交流、生徒・保護者対象事業説明会等

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

平成27年度に国際バカロレアの認定を取得した都立国際高等学校の「国際バカロレアコース」において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を開始した。ディスカッションなどを重視した双方向型、探究型、批評型による授業を原則英語で実施しており、国際バカロレア資格の取得による海外大学進学への取組を推進している。

4 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

(1) 「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）の設置準備

「新たな教育のスタイル」の実施校（仮称）の設置に向けて、令和6年度は、豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と協調しながら課題解決に取り組み、新たな価値や解決策を創造できる人材を育成し、デジタルとリアルを最適に組み合わせる「新たな教育のスタイル」を全面的に実施する基幹校としての検討を進めた。

(2) 立川国際中等教育学校附属小学校の取組の推進

令和4年4月に設置した都立立川国際中等教育学校附属小学校において、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する教育活動を行うなど、小中高一貫教育の実施に向けた取組を推進している。

第3 我が国や郷土の伝統・文化等に立脚した広い分野や多彩な人々と協働する力の育成

1 多様な芸術・文化に対する理解の促進

(1) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施

希望する学校において、芸術鑑賞や日本の伝統芸能などの体験活動を実施し、芸術・文化に対する理解を促進する。

2 高等学校における「江戸から東京へ」の活用推進

(1) 都立高等学校における日本史必修化の推進

日本の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、近現代史の大きな歴史の流れを総合的に理解させるため、授業の充実を図っている。

また、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の活用により、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育む。

ア 平成24年度から都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）の新入生全員に教科書「江戸から東京へ」を配布

イ 地理歴史科の授業における教科書「江戸から東京へ」の活用推進

3 多様なニーズに応じた文化部活動の充実

(1) 生徒の多様なニーズに応じた活動の推進

生徒の自主的、自発的な参加により行われる文化部活動において、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、休養日や活動時間を適切に設定するとともに、合理的でかつ効果的な活動を行うことにより、生徒の多様なニーズに応じた活動を推進する。

4 文化部活動の地域連携・地域移行

(1) 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業

文化庁の「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業」により委託された事業である。文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けて、子供たちが地域で文化芸術活動に継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じた文化芸術活動の最適化と体験格差の解消を図る。

5 特別支援学校における文化部活動の推進

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア 部活動指導員の配置

都立特別支援学校における部活動の充実と教員の勤務負担軽減を図るため、部活動指導員を配置している。

イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の一層の伸長を図っている。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公私立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催している。

イ 東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催している。